

福指第 333-2 号
感新企第 202-2 号
令和 4 年 8 月 3 日

各障害者施設(入所・居住系)の管理者 様

静岡県健康福祉部長

オミクロン株 B A. 5 の感染者急増を踏まえた協力の要請について

日頃、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 7 月中旬より、新型コロナ患者数が急増しており、7 月 24 日時点で、1 週間の新規感染者数は約 27,500 人、1 日あたり約 4,000 人となり、県全体の病床利用率も 63.7%となっています。

また、新型コロナ患者の入院患者受入医療機関においては、院内クラスターの発生や医療従事者の感染者等の増加により、通常医療にも影響が出ています。

現在流行しているオミクロン株については、デルタ株と比較して重症化しにくいことが示唆されており、県内の全療養者のうち中等症以上の方の割合は 1%以下となっています。また、入院も呼吸器症状(肺炎)による症状悪化というより、基礎疾患(糖尿病など)の増悪や合併症(誤嚥性肺炎など)の併発などによる全身状態不良の場合が多いことが報告されております。

貴施設におかれましては、これまでも施設内の感染防止対策の実施、クラスター発生時などにおける施設内療養、施設入所者や従事者へのワクチン接種などに御協力いただいているところですが、**現下の感染状況を踏まえ、中等症以上の患者や基礎疾患・合併症の重い新型コロナ患者の治療のための入院病床を確保するため、下記の事項について、改めて御協力をお願いします。**

記

1 施設内療養の継続

現下の医療提供体制のひっ迫状況及びオミクロン株の特性等を踏まえ、高齢者施設等において陽性者が発生した場合で、**当該陽性者が無症状又は軽症の場合には、原則として、当該施設での療養をお願いします。**

また、**新型コロナウイルス感染症の症状悪化等により、入所者が入院した場合も、症状が軽快し退院が可能であると入院先の医師が判断した場合には、必ず施設への受入れ**をお願いします。

コロナ患者受入医療機関では、症状軽快後の患者の退院先を確保できないことにより、入院が必要な患者の受入ができない事例が発生しています。施設入所者の入院時には、**症状が軽快した際に施設への再受入が前提であることをご承知**いただきますようお願いいたします。**病院からの再受入の要請に対し受入を行わない場合は、県が個別に指導を行う場合**があります。

なお、県といたしましても、クラスター発生時等においては、必要に応じ、F I C T（ふじのくに感染症専門医協働チーム）及びD M A T（災害派遣医療チーム）を派遣し、施設の感染拡大防止対策等について専門的助言を行うとともに、C W A T（クラスター福祉施設支援チーム）を派遣し事業継続を支援するなど、施設での療養継続への支援を行います。

おって、別添写しのとおり一般社団法人静岡県医師会会長あて、**施設等の嘱託医・協力医等による施設での療養が継続できるよう必要な加療等の実施**について、協力要請を行っている旨申し添えます。

2 ワクチン接種

市町が実施する施設入所者に対する4回目ワクチン接種を早期に実施していただくよう、引き続き御協力をお願いします。

併せて、**高齢者施設・障害者施設の従事者（通所・訪問系事業所も含む）**については、新たに**4回目接種の対象**となりました。接種の詳細については、市町のワクチン担当課に確認の上、対象時期が到来した方から速やかなワクチン接種をお願いします。

担 当：福祉長寿局 福祉指導課
感染症対策局 新型コロナ対策企画課
電話番号：福祉指導課 054-221-3771
新型コロナ対策企画課 054-221-2459